

によらない経済協力方式によることの基本的合意，40年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-195の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙B154）。

記

今般，韓国を訪問したバーネット国務次官補代理は，帰国の途次再び本邦に立ち寄り，（中略）外務省にアジア局長を来訪，韓国情勢，韓国政府の日韓会談に関する考え方等に関し次のとおり内話した。（中略）

1・2 （略）

3 韓国政府は，対野党の関係から金鍾泌のイメージが残っているいわゆる大平・金了承線の6億ドルの数字はどうしても具合が悪い，これをsupersedeし，これにreplaceするものが出て来なければならず，■■■不開示部分■■■これは何も金・大平了承線の実質的な変更を意味するものではなく，韓国政府が野党を納得させるための体裁が整えられればよいのであり，例えば，別途話し合われている漁業借款7000万ドルをもこれに含めるようなことで違ったアピランスもできるのではないかと考えられている。

4 （以下略）

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-196の文書の一部開示部分には，昭和39年9月18

日の日韓問題に関するバーネット国務次官補代理の談話が記録されており、その内容は、(別紙5) 通し番号1-196の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アのとおりであるところ、不開示部分に関連するものとしては、韓国側が、日本側から6億ドルプラス7000万ドル(漁業借款)を得た上、残余を米国から開発借款として得たいと要求したこと等が明らかにされている(乙A331参照)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-195の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和39年9月当時、米国政府高官が日本側に述べた韓国側の要求に係る日本の対韓経済協力の具体的金額及びこれに関する具体的見解であると推認することができる。

そして、被告主張のように当該情報に韓国の要求に対する日本政府の具体的所見又は具体的対処方針とみる余地があるものが含まれているとしても、それは、当時の米国政府高官が認識していた日本側の所見又は対処方針であり、文脈上触れられたものにすぎないから、これをもって、韓国の要求に対する日本政府の具体的所見又は具体的対処方針を明らかにしたものということはできない(以上の説示に反する被告の主張は採用することができない。)

ウ そうであるとすれば、通し番号1-195の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-195の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推

認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-195の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-195の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-196

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-196の文書(文書1687)は、在米武内大使から外務大臣宛てに発信された昭和39年2月27日付け「日韓交渉に関する件」と題する電信文書等によって構成され、日韓会談に関して日米間で行われた会談の設定過程及び概要並びに日韓国交正常化交渉についての米国政府及び日本政府の各見解が記録されている。

このうち、不開示部分は、18ページ(-18-)4行目、8行目及び15行目の3か所で、在米武内大使から外務大臣宛てに発電された昭和39年9月18日付け「日韓問題に対するバーネット国務次官補代理の談話」と題する電信文中にあり、3か所とも同一内容で、韓国との交渉過程において、韓国政府が経済協力として要求した具体的な金額が記録されている。

(乙A331)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-196の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格

を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国が経済協力として要求した具体的金額は、日本の外交戦術とは無関係の情報であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

通し番号1-196の文書の不開示部分は、在米武内大使の外務大臣に対する昭和39年9月18日付け「日韓問題に対するバーネット国務次官補代理の談話」と題する電信文中にあり、その前後の記載は、次のとおりである（乙A331）。

記

（中略）

4. 緊急援助の2000万ドルについては、これが1億ドルの輸銀クレジットの内数であるか否かは問題ではないので韓国内の政情をもかん案して日本側からこの点に言及されないことを希望する。

以上がチョン国務総理がバーネットに日本側に伝達方を特に依頼した諸点である。■■■不開示部分■■■の点についてはチョン国務総理としては6億ドルという請求権関係の金額は解決済みと考え、これについての交渉を蒸し返すことは考えておらず（この点を特に強調した）、ただ国交正常化に当たって長期的な見通しとして、■■■不開示部分■■■がアベイラブルであるということを野党側に示すため日本側から6億ドルプラス7000万ドル（漁業借款）を得、残余は米

国から開発借款を得て日米韓3国の共同の事業とすることを誇示したい考えのようである。また野党側の攻撃を避けるため、オオヒラ・キン会談の結果として出てきた6億ドルの数字を何とかカモフラージュしたい気持ちが強いと見受けられた。(■■■不開示部分■■■という数字の根拠及び日米韓3国の共同の事業という考え方をいかにしてフォーマライズし得るかとの当方の質問に対しては貴電/(2)中段の説明のみで後者の質問についてはなんら応えるところがなかった。)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-196の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和39年9月当時、韓国との交渉過程において韓国政府が経済協力として要求した具体的金額であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-196の文書の不開示部分に記録されている情報は、経済協力に関する韓国側の一方的な要求金額にすぎず、本件全証拠によっても、これについて日本側の判断が反映されたものであることはうかがわれぬことに照らすと、韓国において韓国側開示文書が既に公にされていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-196の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-196の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-196の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-197

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-197の文書(文書1688)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年2月28日付け「日韓会談に関する件」と題する電信案等によって構成され、いずれも、在米武内大使宛てに、日韓会談の進捗状況及び日韓国交正常化交渉に関する米国側の所見等を報告した内容が記録されている。

このうち不開示部分は、34ページ(一34一)2行目から12行目までの約10行分であり、昭和39年9月16日付け「後宮アジア局長とバーネット国務次官補代理との会談要旨通報」と題する電信案にあり、日本の対韓経済協力として韓国側から要求された具体的な金額及びその要求金額に対する日本政府の見解が記録されている。

(乙A332)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-197の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格

を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国が経済協力として要求した具体的金額は、日本の外交戦術とは無関係の情報であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-197の文書の不開示部分は、昭和39年9月16日付け「後宮アジア局長とバーネット国務次官補代理との会談要旨通報」と題する電信案にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(乙A332)。

記

1 今般、韓国を訪問したバーネット国務次官補代理は、帰国の途次再び来京し、エマーソン公使と同道、アジア局長を来訪、滞韓中朴大統領、丁国務総理、李外務部長官等と長時間日韓問題に関し話し合った結果ということにて次の2点を主として内話した。

(1) (略)

(2) 韓国政府は対野党の関係から金鍾泌のイメージが残っている、いわゆる大平・金了承線の5億ドル(他に民間ベースの借款あり)の数字ではどうしても具合が悪く、これをsupersedeし、これにreplaceするものが出て来なければならず、■■■不開示部分■■■これは必ずしも金・大平了承線の実質的変更を意味するものではなく、韓国政府として野党を納得させるための体裁が整

えられればよいのであり、例えば、別途漁業交渉の一環として考えられている漁業借款7000万ドルをもこれに含めるようなことで違ったアピアランスもできるのではないかと考えられている。

2 これに対し、アジア局長より、とりあえずの感触として、

(1) (中略)

(2) 大平・金了承線の数字を今さらいじくることは問題にならない。元来日本の膨大な在韓資産が韓国にそのまま引き渡されていることであり、前述の金・大平了解の金額ですら韓国にやり過ぎであったとの意見も国内に行われているのが実情である旨述べた上、上記(1)及び(2)のごとき考え方は会談再開のいかなるチャンスをもtorpedoするものである旨強調しておいた。

3 (以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-196の文書の一部開示部分には、昭和39年9月18日の日韓問題に関するバーネット国務次官補代理の談話が記録されており、その内容は、(別紙5)通し番号1-196の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アのとおりであるところ、不開示部分に関連するものとしては、韓国側が、日本側から6億ドルプラス7000万ドル(漁業借款)を得た上、残余を米国から開発借款として得たいと要求したこと等が明らかにされている(乙A331参照)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-197の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和39年9月当時、米国政府高官が日本側に述べた韓国側の要求に係る日本の対韓経済協力の具体的金額及びこれに関する具体的見解であると推認することができる。

これに対し、被告は、当該情報には韓国の要求に対する日本政府の具体的な所見及び対処方針が含まれている旨主張するが、上記ア(ア)で認定し

たとおり、当該不開示部分は、バーネット国務次官補代理がアジア局長に対して発言した内容をまとめた部分であることが明らかであるから、この部分に日本政府の具体的な所見及び対処方針が含まれているとするのは不自然であり、被告の上記主張を採用することはできない。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-197の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和39年当時、対韓経済協力問題に関し、米国政府高官が日本側に述べた韓国側の主張内容等（しかもその韓国側の主張内容の一部は、他の行政文書（通し番号1-196の文書）の一部開示により既に公にされている。）にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、韓国において韓国側開示文書が既に公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-197の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-197の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-197の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-198

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-198の文書(文書1701)は、外務省アジア局第二課が作成した次の内部文書等によって構成されており、日本側首席代表久保田貫一郎と韓国側首席代表金溶植公使の非公式会談の内容並びに昭和28年10月6日から開始された第三次日韓会談の要旨及び第三次日韓会談の対処方針等が記録されている。

(1) 昭和28年7月22日付け「日韓会談に関する久保田・金非公式会談要旨」と題する文書

(2) 昭和28年10月7日付け「久保田・金会談」と題する文書

2 通し番号1-198の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、請求権問題における最重要懸案事項である韓国の対日請求権問題のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

① 15ページ(一15-)4行目から末行まで

② 16ページ(一15-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)

(乙A333)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-198の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-198の文書の不開示部分は、昭和28年7月13日付け「日韓会談処理方針案」と題する書面中にあり、その前後の記載は、次のとおりである（乙A333）。

記

三 よって、近日中に本会議を開催し、我が方から左のとおり提案することとしてはいかん。

(1) いわゆる基本条約問題は、相互に大使館を開設する公文を交換して正式の国交をなるべく速やかに開くこと。

(2) 爾余の諸問題は、通常の外外交渉としてなるべく速やかに解決する旨の公文を交換すること。

- (3) 国籍処遇問題，請求権問題，漁業問題については政府に勧告権を有する委員会（要すれば官民合同）を設置し，現在の各部会の作業を続行せしめること。

■■■不開示部分■■■

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 通し番号1-34の文書の一部開示部分には，昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」と題する文書及び同日付け「説明資料その二 日韓間財産，請求権問題処理要領案」と題する文書があり，昭和28年6月当時における日本側の請求権問題の具体的解決策（日韓双方が相互に放棄することを原則とし，一定の財産や請求権をその例外とする旨のもの）が記録されている（乙A202）。

b 通し番号1-35の文書の一部開示部分には，昭和28年7月9日付け「日韓交渉処理方針に関する件」と題する文書（同日付け日韓交渉処理方針（甲案）及び同日付け日韓交渉処理方針（乙案）が添付されている。）があり，同日当時における日本側の請求権問題の具体的解決策（日韓双方が相互に放棄することを原則とする旨のもの）が記録されている（乙A203）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号1-198の文書の不開示部分に記録されている情報は，韓国の対日請求権問題のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針又は個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば，通し番号1-198の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的対処方針等であり，上記ア(イ)で認定したこれとほぼ同時に作成された他の行政文書の一部開示により既に公にされている請求権問題に関する具体的

対処方針又は解決策と同趣旨のものである可能性が否定できないものの、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-198の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-198の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-198の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-198の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-199

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-199の文書(文書1706)は、外務省アジア局が作成した次の内部文書によって構成されており、日韓会談が中断されていた昭和29年5月から同年12月までの間に中川融外務省アジア局長と柳駐日韓国代表部参事官との間で複数回行われた日韓問題に関する会談の要旨が記録されている。

- (1) 昭和29年5月13日付け「日韓問題に関し柳参事官と会談の件」と題する文書
- (2) 昭和29年7月9日付け「柳参事官と会談の件」と題する文書
- (3) 昭和29年8月31日付け「柳参事官と会談の件」と題する文書
- (4) 昭和29年9月14日付け「柳参事官と会談の件」と題する文書
- (5) 昭和29年9月22日付け「柳参事官と会談の件」と題する文書
- (6) 昭和29年10月22日付け「柳参事官と会談の件」と題する文書
- (7) 昭和29年10月29日付け「柳参事官と会談要領」と題する文書
- (8) 昭和29年10月30日付けの各「柳参事官と会談の件」と題する文書
- (9) 昭和29年12月24日付け「韓国代表部柳参事官と会談の件」と題する文書

2 通し番号1-199の文書のうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも請求権問題における最重要懸案事項である韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

- ① 37ページ(-37-) 5行目約1行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 50ページ(-50-) 3行目から4行目までの約2行分(以下「不開示部分②」という。)

- ③ 63ページ(－63－)6行目から7行目までの約2行分(以下「不開示部分③」という。)

(乙A334)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-199の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-199の文書の不開示部分は、韓国政府に対して行われた提案であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-199の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A334)。

a 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実(各論)1(5)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

二 柳より、日韓会談再開に関する日本の条件いかんと述べたので、中川より、既に何回も説明したとおり、日本は会談再開を条件として久保田発言撤回の用意あり、また平和条約遵守云々についてもこれの発表に異議なき旨米側を通じて韓国側に連絡済みのことと思う。ただし、請求権の問題については、会談再開前に実質的に我ら意見の調整を図っておく必要ありと考えている。その骨子は相互放棄で■■■不開示部分①■■■また、いわゆる宝物についてもその一部はpresentとして韓国に提供する用意あり、右我らの考え方は米国を通じて十分韓国側に伝わっているはずなり。(以下略)

b 不開示部分②

不開示部分②は、前提事実(各論)1(6)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(柳) 約半月京城に帰って日韓会談再開につき本国政府と協議したので、その結果をお知らせしたい。韓国政府は日韓会談を再開したい希望であるが、その前提として、(イ)日本政府が久保田発言を撤回すること、(ロ)在韓旧日本財産に対する請求権を放棄する旨を明らかにすることの2点を必要と考えている。

(中) 請求権放棄を会談再開前に声明せよとの趣旨なりや。

(柳) 声明の形をとるや否やは別とし、会談再開前に右趣旨を明らかにされたいとの考えである。

(中) 右声明の裏において在日韓国財産につき事前にどれとどれとは返すという話し合いを行うことを予定されおるや。

(柳) 予定しおらず、韓国側請求権の問題は会談再開後に交渉し、妥結点に達せしめる積もりなり。

(中) 従来米国側を通じ話し合ったLineは「平和条約の規定を遵守す」との声明を出すも、その裏において日韓ともに請求権に関する法理論は固執せず■■■不開示部分②■■■との了解を行うとのアイデアなり。今回の韓国側提案は右ラインを著しく逸脱しており、いわば日本はその有する武器を予め捨てて会談に臨み素手で韓国側の請求権問題と取り組まざるを得ず、実質上極めて不利なるのみならず、外部に対しても日本の一方的譲歩となり、世論を激化すべし。自分の考えとしては到底問題とならず、韓国側はもっとその態度をソフトとなし得ざるや？

c. 不開示部分③

不開示部分③は、前提事実（各論）1(7)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(中川) 先般お話のありたる会談再開問題についてのお返事をいたしたし、日本政府は一貫して日韓会談を再開し、懸案の解決を行いたき考えを有することご承知のとおりなり。しかし韓国側申出の2条件中第1の久保田発言撤回は差し支えなきも、第2の請求権放棄の声明は遺憾ながら承諾し得ずとの結論なり。日本側としては先般井口梁両大使間で話し合ったライン、すなわち「日本は桑港条約の規定を遵守す」との声明を出すも、その裏で日本が韓国

に渡すものは■■■不開示部分③■■■宝物の一部なりとの了解を行うとのラインを提案するものなり。もし右フォーミュラが韓国政府にとり受諾不能なりとの事情あれば第2のaltertativeとしてまず請求権処理の実質について日韓間に非公式極秘の打合せを行い、その目途の付いた際、改めて会談再開の形式について協議する方法を考慮しても可なり。

(柳) (以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分等

a 昭和28年から29年までの間に日韓間でやりとりされた声明案等に関する事実経過

(a) 昭和28年10月、第三次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国のあっせんを得ることとし、米国との意見調整の結果、同年11月には、① 日本側が、⑦ 請求権の相互放棄の提案、⑩ 国有の朝鮮美術品若干の贈与、⑨ 漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、② 韓国側が、これと同時に、日本側提案に満足し、抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、③ 米国側も、これらに応えて、会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

(乙A271 [-27-~-29-], A377 [4-39~4-44])

- (b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉が速やかに再開されるよう熱望し、日本政府がサンフランシスコ平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し、これを受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執 (insist) しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかったため、この話は立ち消えになった。

(乙A271 [-30-及び-31-], A377 [4-45~4-49])

- b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされている。

- (a) 通し番号1-34の文書中の昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、サンフランシスコ平和条約4条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと（乙A202）。
- (b) 通し番号1-199の文書中にある昭和29年5月13日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙A334）。
- (c) 通し番号1-39の文書である昭和29年5月18日付け「日韓会談再開に関する提案の件」において、「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、我が方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙A207）。
- (d) 通し番号1-192の文書中の「谷大使金公使会談の件（第一回）」（昭和30年1月29日開催）において次のようなやりとりが記載されていること（乙A63）。
- (金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は「整理の問題」である。
- (谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄してもよいと考

えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし、日本としてもある種のものには韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せて置き、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。(以下略)

(e) なお、昭和31年当時のものであるが、通し番号1-136の文書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」，「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」，「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」，「昭和27年4月までの未払恩給」が掲げられている(乙A281)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-199の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和29年当時、日本が韓国側に対して米国を通じて提案した請求権問題の具体的解決策であるところ、上記ア(イ) a (b)に係る日本側の見解と同趣旨のものであって、韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したものと推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-199の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記ア(イ) a (b)のように「日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり、しかもそのおおよその内容が

上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるもの」と同趣旨のものであり、本件全証拠によっても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものともみることができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-199の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-199の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-199の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-200

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-200の文書(文書1735)は、大蔵省理財局が作成した昭和37年1月8日付け「日韓会談請求権関係の審議について」と題する内部文書であり、韓国の対日請求権8項目のうち韓国が具体的内容を説明した6項目の概要及びそれらに対する日本政府の見解が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも韓国の対日請求権8項目中の特定項目に係る金銭請求について日本政府部内で試算した具体的な金額が記録されている。

- ① 3ページ(-3-) 3行目約1行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 4ページ(-4-) 13行目及び15行目の各約1行分(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 7ページ(-7-) 5行目から6行目までの約2行分及び11行目から12行目までの約2行分(以下「不開示部分③」という。)

(乙A335)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-200の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある
(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-200の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A335)。

a 不開示部分①

不開示部分①は、本文中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

5 以上のように韓国側の第6項目までの請求趣旨は一応これを聴取したが、現在の段階でわが方として積算できる金額は、■■■不開示部分①■■■であって、なお、理論的にも計数的にも検討すべき点が余りにも多い。

(以下略)

b 不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③は、別添文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

- 要綱 2 (日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済請求)
韓国側は従来の請求項目のうち逓信局関係の項目のみを取り上げ、
 - (i) 郵便貯金、振替貯金、郵便為替 (韓国主張額 1 1 9 7 百万円、
■■■不開示部分②■■■)
 - (ii) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金 (韓国主張額 1 3 5 百万円、
■■■不開示部分②■■■)
 - (iii) 海外に居住した韓国人持帰り郵便貯金等 (韓国主張額 7 0 百万円)
 - (iv) 韓国郵便局の立替払金 (韓国主張額 4 5 百万円)
などについて個人請求権の弁済を求める形での請求を行っているが、
(以下略)
- 要綱 5 (韓国人の日本政府及び日本人に対する請求)
 - (i) 日本有価証券 (略)
 - (ii) 日本系通貨 (韓国主張額 1 5 2 5 百万円、■■■不開示部分③■■■)
 - (iii) 被徴用韓国人の未収給与 (略)
 - (iv) 同上に対する補償金 (略)
 - (v) 韓国人に対する未払恩給等 (略)
 - (vi) 私営保険会社に対する韓国人契約者に係る責任準備金 (韓国主張額 4 5 8 百万円、■■■不開示部分③■■■)
等の返還ないし支払を請求してきている。
(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-69の文書の一部開示部分には、通し番号1-200の文書の引用部分があるところ、不開示部分①に相当する部分は、下記のとおりである（乙A108[-121-]）。

記

現在の段階でわが方として積算できる金額は、終戦時価格18億4500万円であって、なお、理論的に計数的にも検討すべき点が余りにも多い。

(ウ) 韓国側開示文書

韓国側開示文書では、韓国の対日請求権についての日本側の主張金額が明らかにされており、その内容は、別紙7のとおりであるところ、不開示部分に関する内容は、次のとおりである。

a 郵便貯金、郵便為替及び振替貯金関係

これらの総額13億0166万3000円から日本人に対する支払額9億5336万3000円を差し引きした金額3億4780万0000円を基礎として算定した金額

b 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係

124百万円 (124,539,377.132)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-200の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

韓国の対日請求権8項目のうち要綱6までのものについて、日本政府部内で試算した具体的な金額であり、通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「終戦時価格18億4500万円」との文言

(イ) 不開示部分②

韓国の対日請求権 8 項目のうち要綱 2 のうち (i) 郵便貯金、振替貯金、郵便為替と (ii) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金について、日本政府部内で試算した具体的な金額であり、具体的には韓国側開示文書で公にされている上記ア (ウ) で認定した各金額

(ウ) 不開示部分③

韓国の対日請求権 8 項目のうち要綱 5 のうち (ii) 日本系通貨及び (vi) 私営保険会社に対する韓国人契約者に係る責任準備金について、日本政府部内で試算した具体的な金額

ウ そうであるとすれば、通し番号 1 - 2 0 0 の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たるかどうか又は仮にこれが認められるとした場合の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無については、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、他の行政文書（通し番号 1 - 6 9 の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって、不開示部分①に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たることを推認するに足りる事情の

主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する韓国の対日請求権に対する具体的試算額等であるが、韓国側開示文書により既に公にされているものであるから、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。

(ロ) 不開示部分③

a 不開示部分③に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する韓国の対日請求権に対する具体的試算額等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余

地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

したがって、不開示部分③に記録されている情報については、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

b そして、前記の不開示部分の内容等に照らすと、不開示部分③に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号1-200の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分③に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-200の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、不開示部分③に記録されている情報に係る部分は、適法である。